

〈史料紹介〉

安政東海・南海地震関係史料

—毛利家文庫「大地震報告書」にみる山口県域の被害状況—

伊藤一晴

はじめに

本稿は、第四一号⁽¹⁾・第四二号⁽²⁾に続き、第八回中国四国地区アーカイブズウィーク「山口県災害記」過去の記録に学ぶ⁽³⁾（平成二十五年六月一日〜九日開催）の準備過程で確認した災害関係史料のうち、嘉永七年（一八五四）十一月四日・五日に発生した地震（以下、「安政東海・南海地震」という）に関する史料を紹介するものである。

一 安政東海・南海地震の史料と山口県

山口県で起こりうる大規模な地震・津波は、①東南海・南海地震（海溝型）、②安芸灘〜伊予灘の地震（スラブ内）、③県内活断層による地震（直下型）、

④日本海側の地震・津波の四類型と想定されている。⁽³⁾安政東海・南海地震は、これらの類型の中で、宝永四年地震などと同様に、今後発生する可能性が高い①東南海・南海地震（海溝型）に分類される、南海トラフを震源域とする巨大地震である。

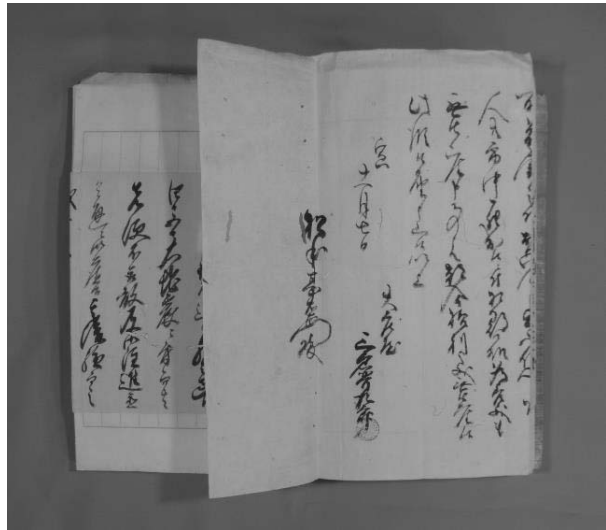
安政東海・南海地震については、まず嘉永七年十一月四日の午前十時近く、駿河湾―遠州灘―熊野灘の海底を震源域とするマグニチュード（M）八・四の地震（安政東海地震）が発生し、その約三十時間後の十一月五日夕方四時頃に、紀伊水道―四国沖の海底を震源域として同じくM八・四の地震（安政南海地震）が発生したと理解されている⁽⁴⁾。この地震に関する史料については、全国的に膨大な量が残っている。山口県域の被害状況を記した史料についても、既に東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』に

おおよそ収録されているもの⁽⁵⁾、誤読も少なくなく、また一次・二次史料が混在するなど、史料批判が十分とは言えない状況である。

よって本稿では、安政東海・南海地震における山口県域の被害状況が記された「大地震報告書」(当館蔵、毛利家文庫九諸省六一七)の全文を紹介し、各種防災対策により活用しやすいう、史料毎にその内容について若干の解説を付すこととする。

二 「大地震報告書」と「諸記録綴込」

「大地震報告書」【写真1】は、安政東海・南海地震が起こった際に、萩藩領内の宰判(萩藩の行政区画)ごとに置かれている勘場(宰判を治めるために藩が設置した役所)から、萩藩の郡奉行所へ提出された被害状況を記した書状を集めたものである。冊子体ではあるものの、その中身は筆写史料ではなく、個々の書状が罫紙に貼付されている原史料の集合体である。東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』⁽⁶⁾にも一部収録されているが、大部分は「諸記



【写真1】「大地震報告書」

冊子だが、中身は個々の書状が罫紙に貼付されている。

録綴込」(『新収日本地震史料』ではタイトルを「部寄」としている)と記述内容が重複するという理由で割愛されている。

一方、前述の史料集に収録されている「諸記録綴込」【写真2】は、毛利家編纂所において、嘉永六年



【写真2】「諸記録綴込」※写真1と同じ箇所

(一八五三)〜明治四年(一八七一)の編年史料集とするために、当該期間の三五六件にもおよぶ簿冊を解綴し、年月日順に並び替えて綴じ直した、全四二七冊に及ぶ大部な史料である。年月日順となつて

いるため検索には便利だが、解綴前の簿冊の性格(作成主体や目的など)が分かりにくいという重大な欠点がある。但し、解綴前の簿冊に関する情報が全て失われた訳ではなく、木活字を使用し丁毎に押された朱色の符号と「部寄編冊目録」(当館蔵、毛利家文庫54目次82)とを対照することによって、解綴前の簿冊名を知ることができる。

地震の記述のある丁には、「マ」印(日記 嘉永七年正月ヨリ十二月迄)や「チ」印(日記 慶親公九度目御在国 嘉永七年五月ヨリ)などが押されており、解綴前の簿冊は複数種類にわたっていることが明らかである。その中で「大地震報告書」と同様の記述も含む大半の丁には「ネ」印が押されており、解綴前は「地震一件」という簿冊であったことが判明する。「ネ」印の押された丁の内容が安政東海・南海地震関係の記述のみであることから、「地震一件」という簿冊は、各種関係史料から当該地震に関する記述を抽出し、筆写した史料と考えられるが、簿冊の作成主体や目的などを明らかにすることは困難である。

一方、「大地震報告書」は冊子体ではあるものの、書状が罫紙に直接貼付され、また書状一通毎に紙・筆跡が異なり、花押・印が散見されることから、勘場等から提出された書状原本の集合体であることが明らかである。また、「大地震報告書」から「地震一件」へと筆写されていく過程で生じた文字の異同も若干存在する。

よって、本稿では改めて「大地震報告書」を翻刻・紹介する。

三 「大地震報告書」の構成

「大地震報告書」は二十四通の書状と二枚の紙片（史料①と②の間にあり）から構成される（後掲目次参照）。史料①（萩藩御用達商人宗像宗十郎からの報告）及び史料⑥（大坂検使役内藤助四郎他二名からの報告）の二通を除き、各宰判の勘場からの報告である。勘場には大庄屋のもと、算用師・御恵米方などの勘場役人が勤務している一方、責任者である

代官は平素萩城内の郡奉行所に勤務し、毎年、春秋・冬の三季、任地に出張滞在したとされる。⁽⁸⁾

「大地震報告書」に綴じられている各書状は、差出者が大きく（1）大庄屋、（2）代官、（3）その他（庄屋など）、という三つに分かれる。但しいずれも各地における地震発生後報告時点までの状況について、差出者自身の実体験・見聞をもとに記されている。南海トラフを震源とする巨大地震に際して、萩藩領が中心とはなるが、山口県内各地でどのような被害が生じたかを具体的に知ることができる貴重な史料といえる。

文書名は現在、「大地震報告書」とされているが、毛利家編纂所で付けられたと思われる表紙には「大坂以西大地震報告書」と墨書された上で、「大坂以西」の文字上に抹消線が引かれている。いずれにせよ、この文書名は明治期以降に毛利家編纂所内で新たに付けられたものであることは明白である。史料①と②の間に貼付されている二枚の紙片（「諸郡方地震注進書」・「諸郡方地震注進」）が、もともとこれら書状

がまとめて入れられていた袋等の表書を切り取ったもののように思われるが定かではない。

なお、釈文は、原則として常用漢字を使用した⁹⁾が、人名については原史料の表記によった。また適宜、読点及び並列点を付し、説明を加えた傍注は、()で示した。史料の中には近世身分社会における差別的身分呼称が一部含まれているが、地震被害の記録を正確に伝えるために、あえて原文のまま掲載している。

また、安政東海地震発生前日(嘉永七年十一月三日)は冬至にあたる⁹⁾。よって本稿の時刻比定については、冬至における日の出、日の入りを基本とした。

- (1) 拙稿『宝永四年地震関係史料―徳山毛利家文庫を中心に―』『山口県文書館研究紀要』第四一号、平成二十六年三月。
- (2) 拙稿『貞享二年地震関係史料―山口県域の被害状況―』『山口県文書館研究紀要』第四二号、平成二十七年三月。
- (3) 山口県防災会議大規模災害対策検討委員会『大規模災害対策検討委員会報告書』平成二十三年十一月。
- (4) 北原系子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』(吉川弘文館、平成二十四年六月)三一三〜三二二頁。

- (5) この地震に関する山口県域の史料については、東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』第五巻別巻五ノ二(昭和六十二年三月)、一七六八〜一七九二頁、同編『新収日本地震史料』続補遺別巻(平成六年三月)、八五六〜八六一頁に収録。

- (6) 東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』別巻五ノ二、一七九一〜一七九二頁。

- (7) 当地震に関する史料を含む「諸記録綴込」二冊の請求番号は、毛利家文庫32部寄2(31の27)と同(31の28)である。

- (8) 石川卓美『防長歴史用語辞典』(マツノ書店、昭和六十一年七月)「代官」の項目(二二一〜二二二頁)。

- (9) 湯浅吉美編『増補 日本暦日便覧 下 ―暦日表篇 建武元年〜明治5年・解説篇―』汲古書院、平成二年二月。

【**宰判の管轄区域**】※嘉永7年(1854)当時。■は勘場の所在地



【**「大地震報告書」目次**】

No.	内 容	月 日
①	萩藩御用達商人（在大坂）宗像宗十郎からの報告	11月5日
②	都濃宰判末武下村庄屋堀吉郎右衛門からの報告	11月6日
③	都濃宰判大庄屋堀三右衛門からの報告	11月6日
④	当島・浜崎代官松原太郎右衛門からの報告（1）	11月10日
⑤	船木宰判大庄屋三戸晋九郎からの報告	11月7日
⑥	大坂検使役内藤助四郎他2名からの報告	11月7日
⑦	山代代官従者山崎八郎次からの報告	(11月9日)
⑧	熊毛宰判勘場からの報告（1）	(11月6日)
⑨	当島・浜崎代官松原太郎右衛門からの報告（2）	11月11日
⑩	前大津宰判勘場からの報告	(不明、7日以降)
⑪	当島宰判勘場からの報告	(不明)
⑫	小郡宰判勘場からの報告	11月10日
⑬	大島宰判勘場からの報告	11月9日
⑭	先大津宰判勘場からの報告	11月10日
⑮	当島宰判大庄屋宗村弥次右衛門からの報告	11月9日
⑯	奥阿武宰判大庄屋椿茂兵衛からの報告	11月6日
⑰	熊毛宰判勘場からの報告（2）	(不明、7日以降)
⑱	上関代官馬屋原良蔵からの報告	11月8日
⑲	徳地宰判勘場からの報告	11月7日
⑳	山代宰判勘場からの報告	(不明、5日以降)
㉑	吉田宰判勘場からの報告	(不明、6日以降)
㉒	美祢宰判大庄屋宇山義八からの報告	11月7日
㉓	美祢宰判嘉万村庄屋からの報告	11月6日
㉔	船木代官佐々木八郎兵衛からの報告	11月8日

大地震報告書（毛利家文庫9諸省617）

①

大阪近辺大地震之次第

当寅十一月四日朝五ツ半時頃方震出し凡半時計り震候、大阪市中家・土蔵・高塀杯大キに損し、別而福嶋北在大仁村・浦江村都而此辺大キに烈敷堂宮家崩レ或ハゆがミ、天満天神境内井戸ゆり崩れ、西寺町・東寺町・上町・小橋八丁目・中寺町所之門塀崩れ、天王寺・清水安居天神・高津別而生玉石（生國魂神社）之鳥井倒る、其外木津・難波稻荷・座摩御霊両御堂、神社仏閣、小宮数多損し候あらましをしるす、京町堀三丁目家三四軒計り崩れ、夫方出火いたし候へとも早速鎮申候、右奉申上候、以上
寅十一月
（萩藩御用達商人）
宗像宗十郎
大坂五日仕出し

〔解説〕

・差出人の宗像宗十郎は在大坂の萩藩御用達商人。
当史料は四日に発生した安政東海地震の被害状況

安政東海・南海地震関係史料（伊藤）

について五日付で報告したもの。史料を見る限り、

安政南海地震発生前に送られたと考えられる。

・「浦日記」（毛利家文庫71藩臣日記2（62の37））

には、安政南海地震発生後に作成・送付したと思

われる宗像宗十郎の書状が貼り付けられている

（『新収日本地震史料』第五卷別巻五ノ二、一七八

八〜一七八九頁に収録）。

災

諸郡方地震注進書

嘉永七寅十一月

御在国

後二可入

一

諸郡方地震注進

※題箋と思われるが詳細不明

②

覚

一西市御高札場老ヶ所

但長三間横四尺九寸五歩、玉垣崩候事

一同所御米蔵壱ヶ所

但桁行拾貳間之内東側壁五間張出、後側拾貳間之分少々割候事

一同所上村御蔵壱ヶ所

但上へ四間程壁落下り候事

一初御蔵壱ヶ所

但西角上へ壁少々損候事

右昨五日地震ニ而損候処前書之通御座候、已上

十一月六日
末武下村庄屋
堀吉郎右衛門

〔解説〕

・都濃宰判末武下村庄屋堀吉郎右衛門からの十一月六日付報告。

・都濃宰判末武下村は現下松市末武下。西市にあつた高札場の玉垣（神社などの周囲に設けられた垣根、石製）が崩れ、また同所にあつた米蔵の東側土壁が孕み、後側の土壁には亀裂が、また末武上村の米蔵土壁も剥落した。

③
以飛札致啓達候、昨五日申下刻移候頃、大地震ニ而諸人色を替氣遣居申候処、酉上刻頃相止候、諸村方ハ未為何儀申出不仕候得共、都合大格別ハ有御座間敷哉と奉存候、併花岡八幡山石灯笼四本倒、式本ハ半倒、此外墓所石塔も少々倒候様子ニ御座候、海辺ハ殊之外手強様子ニ而、西市御高札場其外大分損所も有之趣、委曲別紙一ツ書を以申上仕候、徳山御領下松東町ニハねりへい倒、しころ落、土蔵等倒れ、酒場室実其外水物ハこほれ出、豊井村ニ而ハ長屋倒れ、妙法寺本堂天火ニ而焼失仕候様子承り、誠ニ苦々敷事ニ御座候、酉刻頃又地震仕候故、花岡村八幡宮ニ御祈祷執行致せ申候、戌中刻方下刻迄又々手強御座候、今晚丑刻又手強有之、無程相止候、少々宛之儀ハ度々有之候、只今卯刻ニ至り候而ハ穩ニ相成申候、何卒此後格別無之かしと奉折候、昨日大地震ハ下松方豊井之方手強、祝ヶ縁当りハ手軽キ、浅江・野原・室積等至而手強、怪我人も有之候風聞承り申候処、（浅江村庄屋）林又右衛門方未為何申出不仕ニ付、彼辺様子

未相分候、何分手強趣ニハ相聞申候、末武下村小浜地場少々割れ候風聞御座候処、西市辺昨日方今朝迄も外出夜明し仕候位之事ニ而何分委敷事ハ相分り不申趣ニ御座候、西方徳山辺当ハ手輕之様子ニ御座候、諸村方注進申出候ハ、御届可申上候間、此段被仰上可被下候、先ハ為御注進如此御座候、恐惶謹言

十一月六日

卯刻

大庄屋

堀三右衛門

尚々御算用方様へ別紙差上不申候間、是又宜御取計被成下候様奉頼候、已上

御打廻

茂平様

〔解説〕

・十一月六日卯の刻（七時頃）に都濃宰判大庄屋堀三右衛門からの御打廻（代官従者である打廻手子）の茂平に宛てて出された書状。なお、都濃宰判の勘場（代官所）は花岡市（現下松市花岡）にあつ

た。

・花岡八幡宮（現下松市末武上）において石灯籠四基が倒れ、その他に墓石も倒れた。なお、花岡八幡宮では五日以降も続発する余震に対して祈祷が行われている。

・西市高札場其外について被害の記された「一ツ書」とは、史料②を指すと思われる。

・当文書を差し出した大庄屋堀三右衛門の管轄外ではあるが、近隣の徳山藩領内の被害状況も記されている。内容は下松東町内の練壁倒壊・鍛屋根（母屋屋根の軒下から一段低く差し出された屋根のこと、「鋸」・「大垂」ともいう）の落下、土蔵の倒壊、豊井村（現下松市豊井）の長屋倒壊、妙法寺本堂の焼失。なお、妙法寺本堂の焼失は、台所の屋根が釜場に落ちたことが原因である（「御蔵本日記」徳山毛利家文庫、同日記一〇七八）。

・末武下村小浜で地割れが生じたとの風聞あり。

④（端裏書）

御当職所
各中様
（当島・浜崎代官）
松原太郎右衛門

（折目）

以手紙致啓達候、此内已来之地震ニ付宰判中御悩所
其外損所等一向無御座段、委細別紙之通申出候ニ付
差出申候、右為御届如斯御座候、已上

十一月十日

〔解説〕

・当島・浜崎代官松原太郎右衛門からの十一月十日
付報告。

・十一月十日時点において当島・浜崎両宰判内に被
害はないとの報告。史料⑨・⑩も同宰判（⑪は当
島宰判）からの報告だが、どちらにも特に被害はな
いと報告されている。

・但し、萩城下においては、「密局日乗」（毛利家文
庫19日記18（129の124）・「御三靈様御事蹟編集掛日
記」（同19日記32）に、米屋町の町屋一軒が大きく
く右に傾き、熊谷町の酒屋が倒れ、清光寺の本門

が一尺（約三〇cm）程地中に沈む（液状化現象と
推定される）など被害があったことが知られる。

⑤

御届申上候事

一 棚井村存内沖且大川土手馬踏通り響キ目長七拾間
程ニ而御座候得共、人馬通路之妨ニハ相成不申、
痛所之儀ハ早速取繕仕候事

一 御撫育地中野御開作内諸所土地引割泥水を吹出、
井ノ水干揚り又ハ泥水湧出、古家大垂落、白壁引
割、潮之干満一汐ニ四五扁も有之たる由、存内庄
屋大田作兵衛方申出仕候事

一 東万倉村之内宗方村ニ有之候温泉之場所方出水を
以是迄田畠式三町も水掛り之处、出水差留り、剩
其所え吸込候様子御座候事

右船木御宰判ニ而過ル五日夕方地震至而手強く終夜
数度震有之候得共、最初之分方ハ弱く其後も折節震
候处、是又真之小震ニて御座候、諸村之内破損所前
書之外於只今申出不仕、追々地下人共市中罷出候ニ

付相尋候処、為差義も無御座申事にて都合格別之儀
無御座候、此段御届申上候、以上

寅

十一月七日

大庄屋

三戸晋九郎（印）

（船木宰判算用方）
松本甚右衛門殿

〔解説〕

・十一月七日付け船木宰判大庄屋三戸晋九郎から同
宰判算用方松本甚右衛門への届書。なお、船木宰
判の勘場（代官所）は船木市（現宇部市船木）に
あつた。

・棚井村（現宇部市棚井）の一部であつた沖旦（現
宇部市沖ノ旦）の土手七〇間（約一二七m）に「響
キ目」（割れ目）が入つたが、人馬の通行に問題は
なかつた。

・中野開作（現宇部市中野開作）の各所において液
状化現象が発生（諸所土地引割泥水を吹出）。ま
た井戸水が涸れたり、泥水の湧出があつた。

・また古家の大垂（史料③解説参照）が落ち、壁に
割れ目が生じた。

・潮の満ち引きが四〜五回も起こるなど、津波も観
測されている。

・東方倉村（現宇部市東方倉）の小村である宗方の
温泉（湧水）が止まり、逆に吸い込むような現象
が確認された。

⑥

一筆致啓達候、然ハ過ル四日五日大地震ニ付而ハ先
便不取敢及御注進置候通ニ御座候、其後強而之儀も
無御座候得共、今以暄と治り不申、少々宛時々御座
候、御殿其外御蔵諸固屋御貸屋富嶋御蔵御貸屋共多
分之及破損、片時も難捨置分も御座候、追々支柱杯々
夫々手入仕置候、委細之儀追而取繕積り書を以具可
得御意候、諸家御蔵屋敷孰も御同様と之噂ニ御座候、
市中ニ而ハ倒家・死人・怪我人等も数々有之由、既
ニ当夏之地震も有之、人氣別而騒々敷、四日五日頃
ハ町屋ハ大概明屋ニして昼夜外出仕位之事ニ御座候、
猶亦五日夜中突浪ニ付而ハ富嶋御蔵別条無御座、御
国御米船其外聊之儀無御座候、尤諸国売船杯ハ数百
艘破損仕、死人数不知候由、橋々も数々落損し申候、
先便差引方御所帯方迄荒方申遣置候様申聞候付、

被聞召候半哉と存候、此度之違変誠ニ不容易事ニ御座候、粟屋隼太儀追付帰国可仕ニ付、委細可申上と存不具候、此段筑前殿之被仰上可被下候、此余何そ趣も御座候ハ、又々可得御意候、為右如此御座候、恐惶謹言

十一月七日

（大坂檢使役）
内藤助四郎（花押）
（同右）辰之允（花押）
引田右（栗屋隼太）

（当職手元役）
天野九郎右衛門様
（当職手元役御用聞せ）
山縣右平様

〔解説〕

・大坂檢使役内藤助四郎他二名から当職手元役に宛てて出された十一月七日付の書状。

・冒頭に「先便不取敢及御注進置候通」とある通り、十一月五日付で同三名より差出された書状が「諸記録綴込」（毛利家文庫 32部寄2（31の27））にある（東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』第五卷別巻五ノ二、一七七五〜一七七六頁）。

⑦

（端裏書）

寅十一月十七日山代御代官方差出之

（折目）

芸州広島当月三日之夜四ツ半時比地震仕、翌四日朝五ツ時過頃又々震り候而、夫方五日之夕方七ツ時頃殊之外之大地震ニ而其日ハ若殿様御鷹野ニ被成御出、箱島と申所之御帰り懸被成候処、至而烈敷、御家老様御三方御出迎ひ被成、御城内之御入り被成候而角木を算積ニ相成、其上之御陣屋掛り御滞り被成候由ニ御座候、御城内損シ所数ケ所之様相聞、八丁堀と申所之御櫓老ケ所崩レ、町内ハ所帯相応之者ハいつれも船住居仕、裏家貸家ニ罷居候者ハ裏丁之固屋掛ケいたし除家仕、本宅ハいつれも部を入レ候由御座候、七日よりハ往来筋之固屋掛ケ仕候而も不苦との御沙汰相成、八日ニハ裏家貸家之難渋者之白米式升宛御救米御渡方相成候由御座候、広島入口ニ有之候土橋ゆかミ候而往来相成不申、船渡ニ相成、五日市と申処ニ有之候式拾間程之土橋根落ニ相成、其

辺開作地割目入、老間程も水吹上ケ、同所ニ波戸場七八寸も町並ニ割目入、廿日市ニハ蔵之屋根瓦・裏板落候而素立ニ相成候分も有之、同所之天神社石風呂等崩レ、其外寺之練壁崩レ、三日方八日比迄数度震り候由ニ御座候、四日五日比方ハ海中汐時定り兼、島々ハ高汐之由相聞申候、岩国方も都合同様之由ニ相聞候処、広島方ハ少々ハ和らかにニ相聞候、五日之夕方ニハ吉川様ニも御除地相成候由ニ御座候、真光寺辺寺其外門・練壁崩レ候分有之由ニ御座候、町内ハいづれも河原え出、固屋掛ケ仕、致除家候由御座候、固屋掛入用之竹木ハ問屋ニ而取候而、代銀ハ追而上方御払替可相成由ニ相聞候、町内ハいづれも葎を入候得共、九日比方追々店を明ケ候者も有之由ニ相聞候、右過ル三日方之大地震広島・岩国方前書之通相聞候間、此段御注進申上候、以上

十一月
打廻り
山崎八郎次

〔解説〕

・十一月九日時点における山崎八郎次からの報告。

安政東海・南海地震関係史料(伊藤)

なお、山代宰判勘場から十一月十七日に伝えられたことが端裏書から判明する。

・差出の山崎八郎次は山代代官の打廻手子(史料③解説参照)。

・隣藩の広島藩城下、五日市、廿日市の状況を伝えた上で、四々五日頃には「海中汐時定り兼、島々ハ高汐之由」と記した上で、岩国方面も同様ではあるが、広島よりは「少々ハ和らか」との伝聞を伝えている。

⑧

覚

一 倒家 老軒

一 半倒家 四軒

右室積村之分

一 倒家 老軒

右同浦方之分

外二

半倒家 四軒

右室積村穢多之分

右過ル五日之地震ニ而倒家前書之通御座候、以上

寅十一月

熊毛

〔解説〕

・熊毛宰判勘場からの同宰判室積村・室積浦（現光市室積）の被災状況報告。

・倒家（全壊）が計一軒、半倒家（半壊）が計八軒。

・なお史料⑩も熊毛宰判からの報告。

⑨

此内已来地震ニ付、才判中手子差廻候処、倒家・怪我人其外損所等も無御座候、尤見島之儀ハ遠海之儀ニ付未何分之様子相分不申、追而何分之趣可申出候間、此段御聞届被置可被下候、以上

十一月十一日

（当島・浜崎代官）
松原太郎右衛門

〔解説〕

・史料④に続き当島・浜崎代官松原太郎右衛門から

の十一月十一日付報告。

・手子を派遣して宰判内の被害状況を確認したが、家屋の倒壊、怪我人等は無いとされる。

・但し、見島（萩城より北西約四四kmに位置する島）は未だ状況不明とされている。

⑩

覚

瀬戸崎浦
大日比浦

右過ル五日地震之節家内之者共孰も外え駆出、夜中之儀ハ為用心船住居をも致候者も有之由、同七日地震之儀も都合同様之儀ニ而有之候得共、五日之分より少々軽目ニ相見へ、右両浦共倒家・損所等之儀ハ一向無御座段届出候事

三隅中村
同下村
深川村

右同断、家内之者共不残外え駈出候程之儀ハ無御座、
勿論倒家・損所之儀無御座段同断

俵山村
長正寺町
渋木村

右同断、海辺方ハ穩ニ而御座候段同断

右過ル五日七日兩度地震ニ付、村々方届出前書之通
御座候、以上

十一月

御代官所

〔解説〕

・前大津宰判管内の村々よりの届書を前大津宰判勘
場がとりまとめて藩へ提出したもの。
・「五日七日兩度地震」と記されるように、七日に起
こった余震（震源は豊後水道付近、朝四ツ頃、M
七・三〇七・五とされる。宇佐美龍夫他編『日本
被害地震総覧 599—2012』一七四頁）について「五
日之分より少々軽目」とされているものの、かな
りの揺れを感じている。この余震については、当

安政東海・南海地震関係史料（伊藤）

史料の他に⑫・⑭・⑰・⑳にも記述が見られる。
・日本海に接している瀬戸崎浦・大日比浦では、揺
れによって人々が屋外へ出、夜も用心のため船に
乗って過ごす者もいたが、家屋倒壊・損所などは
全く無い。

・三隅中村・同下村・深川村では揺れにより屋外へ
出る者もなく、家屋倒壊・損所もないとされ、俵
山村・長正寺町・渋木村でも同様に被害はないと
される。

⑪

此内之地震ニ付才判中都合別条無之段村々方申出、
其段御届仕置候処、猶又手子之者差出村々委敷見廻
申付候処、村所ニ寄少々之軽重ハ有之候得共、都合
萩表同様之事ニ而、倒れ家・怪我人等も無之、川筋
所々清水所ハ水濁れ出候得共、惣而破損所等無之段
申出候ニ付、此段御届仕候、以上

十一月

当島

〔解説〕

- ・史料④・⑨に続き当島宰判からの報告。
- ・手子の者を派遣し詳しく見廻ったが、村々で軽重はあるものの、萩と同様に家屋倒壊や怪我人は無いと記す。
- ・川筋のところどころで濁水が湧出したと記す。

⑫

覚

- 一 台道村渡辺閑兵衛開作土手拾間口計震出し、引続土手下六拾間口震割レニ相成候事
- 一 同村且御撫育方御困初蔵過ル七日大地震ニ前側鋸下壁小割レ目入候事
- 一 嘉川村御本蔵大垂瓦九拾枚之内、唐草式拾五枚・中葺六拾五枚落損候事
- 一 名田島向山組南若西側土手七八間口式ケ所少々響キ目ニ相成候へ共、御普請御取繕ニ及不申候事
- 一 青江村塩浜地場玉土手等間々割目、縫台少々宛破損仕候へ共、強而格別之儀ハ無御座候事

一 遠波塩浜大坪・助坪等損シ候様申事ニ御座候へとも残り汐も有之、未見居不相成、都合格別之儀も無之候事

一 諸村之内村々ニ寄り井戸之水壺尺位も自道よりハ相減し候由御座候事

一 陶村山王社往還縁り之石燈籠之頭落損候事

一 潮満干過ル八日方順汐ニ相成候処、昨九日之夜八ツ時小地震仕候へ共、格別之儀も無之候事

右過ル四日方之地震ニ付宰判中諸村及僉儀候処、御米蔵・御立山往還道松倒木・倒家・怪我人等も無御座候事

寅
十一月十日

小郡

〔解説〕

- ・小郡宰判勘場からの十一月十日付報告。
- ・台道村（現防府市台道）の渡辺閑兵衛開作（渡辺開作。河内川川尻の開作地）の土手が十間（約十八m）程孕み、また六十間（一〇八m）程亀裂。
- ・同村の且（台道村の小村）にあつた非常用初蔵が七日の余震（史料⑩解説参照）により前側の鏝（史

料③解説参照)の下壁に小さい亀裂。

- ・嘉川村(現山口市嘉川)にあった蔵の大垂(鏝と同じ、史料③解説参照)の瓦九〇枚が全て落下。
- ・名田島の向山(現山口市名田島向山)にある南若川西土手に二か所の亀裂。
- ・青江村(現山口市秋穂東)の塩浜にところどころ亀裂が生じ、縫台(沼井。塩田で砂に付着させた塩分を洗い取る濾過器)が少々破損。
- ・遠波塩浜(山口市佐山の新地海岸にあった塩田)は、大坪・助坪(鹹水の貯蔵装置)が破損したが、残り汐(津波による浸水のこと)があり、まだ確認できないが、総じて特段の被害は無いとする。
- ・村によっては井戸水が平常より一尺(約三〇cm)程減っている。
- ・陶村山王社(現山口市陶の日吉神社)の山陽道沿にある石灯籠の頭が落下。
- ・潮の満ち引きは八日から元に戻り、九日にも小地震があったが、特段のことはないと記す。

十一月四日五ツ時地震、同五日七ツ時老度、同夜五ツ時比両度共三度之儀ハ古今稀成大地震ニ而御座候得共、強而損所等ハ無之、其後も追々震候気味有之由、委細之儀ハ追而可申出之段、過ル五日亥ノ刻仕出を以届出候事

十一月九日

大島郡

〔解説〕

- ・大島宰判勘場からの十一月九日付報告。大島宰判は現周防大島町域。大島宰判勘場は久賀(現周防大島町久賀)にあった。
- ・十一月四日五ツ時(九時頃)、五日七ツ時(一五時頃)、五日夜五ツ時頃(一九時頃)二度の揺れあり。
- ・特に損害はないが、その後も揺れていると記す。

⑭

覚

一十一月五日夕七ツ半時比、大地震ニて勘場中不安心ニ而内居難相成ニ付、いづれも外え出見合居候

⑬

処、樹木其外迄もゆり候ニ付、水溜桶其外水ゆりこほし暫く之間ニ而御座候処、追々静り候付、内えはいり火用心旁見合安心仕居候処、同夜五ツ時比ニ而も可有之哉、又々烈敷ゆり出候付、最前之通いつれも外え出見合候処、無間ゆり止候、兎角之内勘場役人中之内も追々出勤、終夜火用心廻り仕、暁迄ニハ大小七八度もゆり候事

一同六日ニも少々宛昼夜ゆり候得共、五日夕ニゆり候程之儀ニ而ハ無之候事

一同七日朝四ツ半時比ニ而も可有之哉、烈敷ゆり候、尤五日夕方ニゆり候程ニテハ無之、無間静り昼夜ニテハ大小五六度ゆり候事

一諸村怪我人・倒家其外破損所等ハ無之候事

右過ル五日地震、先大津地下向様子都合前書之通御座候段、昨夜申出候事

十一月十日

先大津

御代官所

〔解説〕

・先大津宰判勘場からの十一月十日付報告。先大津宰判の勘場は深川（現長門市深川）にあった。

・十一月五日夕七ツ半時（一六時頃）に大地震。勘場の外に出たところ、樹木も揺れ、水桶の水も揺れこぼれた。

・同日五ツ時頃（一九時頃）に余震、さらに六日昼夜にも余震。七日朝四ツ半時（一一頃）に激しい余震あり。七日の余震については（史料⑩解説参照）。

・怪我人や家屋倒壊の被害はないと記す。

⑩

御届申上候事

此内之地震ニ而当島御宰判御悩所其外損所等無御座、川上・福井・紫福・大井辺、所々手強キ村も御座候得共、倒家怪我人等無御座候段、諸村御庄屋中方御届申出候条、此段被聞召届可被遣候、已上

寅

大庄屋

十一月九日

宗村弥次右衛門（印）

（当島宰判下代
有吉信藏殿）

〔解説〕

・当島宰判大庄屋宗村弥次右衛門からの十一月九日
付報告。

・当島宰判内の御悩所（藩の普請所）その他、被害
はないと記す。

・川上村（現萩市川上）・福井（現萩市福栄）・紫福
（現萩市紫福）・大井（現萩市大井）はどこどこ
ろ揺れが激しい村もあったが、家屋倒壊や怪我人
などの被害は無いとの報告が庄屋よりあった。

⑯

一筆致啓上候、然ハ昨五日昼七ツ時方夜九ツ時迄之
間ニ御勘場ニテ地震四度より申候、尤昼七ツ時之分
ハ別而大ゆりニテ長く、乍爾各別損シハ無御座、生
雲方ニテハ一昨四日朝方今六日朝迄之間ニ拾ゆり之
由、徳佐方委敷様子不相訳候へ共、今日津留御打廻
衆噂ニ昨夜桑原平助方止宿、上村之内三原辺方津和
野方軽候由、是以各別損シ無之由被申候
其内何そ趣も御座候ハ、申上候へ共、先ハ右二付

如此ニ御座候、恐惶謹言

大庄屋

椿茂兵衛

十一月六日

御代官所

御手子中様

〔解説〕

・奥阿武宰判大庄屋椿茂兵衛からの十一月六日付け
報告。

・十一月五日昼七ツ時（一五時頃）から夜九ツ時（深
夜〇時）までの間に、代官所において地震四度。
昼七ツ時の揺れが最も激しく長時間継続。但し特
に被害なし。

・生雲（現山口市阿東生雲）では、四日朝から六日
朝までに十回の揺れがあったという。

・徳佐（現山口市阿東徳佐）の詳しい被害状況は不
明だが、津留御打廻衆（代官手子の者たちカ）に
よると、上村（徳佐上村）の三原辺から津和野の
方は被害が軽微とのこと。

⑰

覚

- 一 御番処後ケ輪半倒
- 一 土蔵壱ヶ処本倒
- 一 居家式ヶ処同断
- 一 同壱ヶ所半倒
- 一 御高札場玉垣落損
- 右之外大垂損、瓦壁落損数ヶ処

右室積浦

一 室積地方倒家有之様相聞候へ共、委敷儀未相知不

申候事

一 諸村之内強而之損処無之趣ニ候へ共、委敷儀未相

知候事

右過ル五日夕・七日七ツ時分地震ニ而損処荒増前書
之通御座候、以上

十一月

熊毛

〔解説〕

・熊毛宰判勘場からの報告。史料⑧の続報。

- ・ 七日七ツ時（一五時頃）の余震を受け、さらに提出したものと思われる。
- ・ 番所の後側が半壊。土蔵一棟・家二棟が全壊し、家一棟が半壊。
- ・ 高札場の玉垣（史料②解説参照）、大垂（史料③解説参照）が壊れ、瓦や壁の落下が数か所。
- ・ 以上は室積浦の報告であり、室積村の被害については不明としている。

⑱

覚

- 一 過ル四日朝方纔宛地震度々仕候処、翌五日申ノ下刻、俄ニゆり出し、次第手強相成候処、人家之内
- 二 居候者無御座、外へ出候処、屋ね立木其外之動、誠ニ恐敷次第ニ而、通路之人々其所へ暫く伏居、
- 凡道法三丁程も歩行候程もゆり詰、其後六日之朝迄八九度もゆり候由申出候事

一 市中其外家込之処ハ平地之処へ畳其外持出、五日之夜を明し致怪我人等ハ無之候へ共、波野市御高

札場玉垣、諸村社屋ね・玉垣等損、其外古家瓦杯落、又八大垂損し候類間々有之由同断

一海辺五日之夜以来不時ニ汐満千度々有之候内、同夜干汐ニ六尺位も満上り六日迄も少々宛汐之動有之候由同断

一麻里府塩浜地場沖ノ手式三筋も割れ、猶平生横浜(塩)地場所々水吹出し台坪等も痛み、其外少々宛之損しハ間々有之由同断

一前断地震ニ付宰判中為安全麻郷村高松八幡宮ニおみて六日方二夜三日之御祈祷執行仕らせ、於村々も氏神其外ニて御祈祷執行仕候由同断

右之通宰判所方昼夜飛脚を以只今遂注進候ニ付御届仕候、以上

十一月八日

(上関代官)
馬屋原良藏

〔解説〕

・上関代官馬屋原良藏の十一月八日付報告。上関宰判勘場は麻郷村(現田布施町麻郷)にあった。

・十一月四日朝より地震が度々起こり、五日申ノ下刻(一六時頃)、急に揺れだし、次第に強い揺れに

なつた。人々は家から出、道に居た人はその場に暫く伏せた。およそ三丁(町)程(三三〇m)の道のりを歩く程の時間、揺れが続いた(歩行速度を時速四kmとすると五分程度)。なお、長時間揺れが継続したことは、史料②にも「凡線香壺寸余りも焼候程」と記されている。

・家屋密集地では、人々が畳を持ち出して、五日の夜を明かしている(余震による家屋の倒壊を恐れため力)。

・怪我人はいないが、波野市(現田布施町波野)にあった高札場の玉垣(史料②解説参照)、神社の屋根・玉垣、古い家の瓦・大垂(史料③解説参照)が落ちるなどの被害があった。

・海辺では五日夜から六日まで不定期に潮の満ち引きが生じ、五日夜には干潮にも関わらず六尺(約一八〇cm)も潮が満ち上がった。

・麻里府塩浜(麻郷にあった塩田)では地割れが起こり、平生塩浜(現平生町にあった塩田)では所々から水が吹き出し(液状化現象)、台坪(鹹水の貯蔵装置)などに被害があった。

・高松八幡宮において六日から二夜三日の祈禱が行われた。

⑲

（端裏書）

徳地

（折目）

覚

一十一月五日申ノ中刻頃より大地震仕内居相成かた
く勘場敷^{（式）}台之外路地え罷出候処、舟ニ乗り候心地、
同下刻頃ゆり止安心仕候処、同夜五ツ時頃又ゆり
出、手桶ニ水を入、諸固屋火燧火を消シ外ニ出候、
評定之内震止、夜明ケ候迄ニ大小都合八度震り候
事

一同六日少々宛五度ゆり候事

一同七日朝方八ツ時迄少々宛四度、中ゆり老度、以
上五度ゆり候、尤中ゆり之時ハ御所務固屋大庄屋
前ニ有之石ノ手水鉢八歩位有之候水をゆり捨候事
十一月七日未刻

〔解説〕

・徳地宰判からの十一月七日未刻（一三時半頃）の報告。

・十一月五日申ノ中刻（一五時頃）から大地震があり、勘場の外へ出たところ、舟に乗っているような揺れであった。下刻（一六時頃）揺れは収まった。
・同夜五ツ時（一九時頃）に再び揺れ、夜明けまでに大小合わせて八度の揺れあり。

・六日は小さい揺れが五回あった。
・七日朝から八ツ時（一三時半頃）までに小さい揺れが四回、中程度の揺れが一度の計五回の揺れがあった。中程度の揺れでは石製の手水鉢の水がこぼれる程の揺れだった

⑳

山代宰判過ル五日申ノ刻大地震ニ而暫く之間震ひ、
勘場居合中内居相成苦敷、中庭え出見合候内静り、
又同夜酉ノ刻・戌ノ刻・子ノ刻地震有之候へ共、最

前之程ニハ無之、諸村之様子ハ未相聞不申候得共、勘場内本鄉村之儀ハ格別相替候儀も無御座、鹿野方之儀も同様之趣ニテ申ノ刻之地震ニハ市中之者ハ家出仕候由、同夜中之分ハ強て之事も無之、倒家・怪我人等ハ一向無御座段申出候、都合軽重萩表同様之事と被察候、此段御承知被置可被下候、以上

寅

十一月

山代方

〔解説〕

- ・山代宰判勘場からの情報をまとめたもの。
- ・五日申ノ刻（一五時頃）大地震で暫くの間揺れ続けた。勘場内にいることができず、中庭に出て見合せているうちに止んだ。
- ・酉ノ刻（一七時頃）、戌ノ刻（一九時半頃）、子ノ刻（深夜〇時頃）にも地震があったが、五日申ノ刻ほどではなかった。
- ・諸村の様子は今のところ不明だが、勘場及び本鄉村では特に被害なし。鹿野（現周南市鹿野）の方についても同様で、五日申ノ刻の地震で人々は屋

外へ出たものの、夜中の地震では特別なこともなく、家屋倒壊や怪我人などは全くないとの報告があった。

②

過ル四日朝五ツ時過方地震起り出、凡線香壱寸余りも焼候程之考震ひ候処、夫方追々々々宛震ひ、同五日夕七ツ時比殊之外大震ひニテ、いつれも家内不残外え出居候処、次第ニ甚敷震ひ、吉田宿真宗長慶寺鐘樓之鐘撞木間式尺計も有之候分、自然と鐘え当り鳴候位之由、酒屋阿部孫四郎宅筋方戎屋幾太郎方長慶寺通別而甚敷、襖・障子を倒し、酒屋・醬油屋杯五尺桶之実物ゆりこほし、同夜中も少々宛震ひ、終夜市中之者寝候者ハ無之、外え敷物いたし震候得ハ外へ出候由、しかし夜中ハ大震無之、宵方夜明迄拾九度震ひ候由御座候、六日朝五ツ時迄ニ三度震候、筋ニ依り知ぬ者多御座候、人家痛ハ無之様子ニ御座候、長府領田辺（部）ニハ人家も少々震倒シ候噂も御座候へ共、虚実不慥候由、其外諸村之様子未不相分候事

右之通申出候付、此段致御届候、以上

寅

十一月

吉田
御代官所

〔解説〕

- ・吉田宰判勘場からの報告。内容から六日昼までに記されたものと思われる。
- ・十一月四日朝五ツ時過（九時頃）より地震。線香が一寸程（約3cm）焼ける時間、揺れが続いた。その後も度々揺れ、五日夕七ツ時頃（一五時頃）大地震。人々は屋外に出た。吉田宿（現下関市吉田）にある長慶寺の鐘と撞木が、この揺れにより当たり、鐘が自然に鳴った。勘場周辺の揺れは激しく、襖・障子が外れ、酒屋・醤油屋の五尺桶の中身がこぼれた。
- ・五日の日没後から六日夜明けまで十九回の揺れがあり、六日朝五ツ時（九時頃）までに三度の揺れがあったが、町筋によっては揺れを感じない者もいた。
- ・家屋の被害はないが、長府領田部村（現下関市田

部）では人家が倒壊したとの噂があるが、確かな情報ではない。

②

一筆申上候、然ハ一昨五日夕方之地震至而手強、老人共承り候所、古来未曾有之由、既嘉万村堅田弁才天社清水池方濁水湧出、水勢も相劣候由ニ而別紙之通り申出仕候、其日ハ私儀ハ勘場ニ罷居、夜ニ入下宿仕候処、大田・長田辺ニおゐてハ痛之廉ハ無御座候得共、嘉万方別紙之通り届出仕候付而ハ諸村々所被案候儀ニ付早速僉儀仕、何分之趣ハ跡方可申上候間、右様被聞召上可被下候、為右申上候、恐惶謹言

大庄屋

宇山義八

（花押）

十一月七日
（美祿宰判算用方）
松原善兵衛様

人々御申上也

②

御注進申上候事

嘉万村私共存内堅田村弁才天社御池方濁り水湧出、
地水方凡三合位水勢相劣り、昨五日七ツ時已来之地
震土中之狂ひニ而可有御座とハ奉考候得共、百町余
之御田地え相掛り候用水ニ而、是迄いか程之洪水ニ
而も濁り候儀無御座、雖為干魃水勢劣りも無御座候
処、ケ様之儀出来仕、千万歎ケ敷奉存候ニ付、御注
進申上候間、此段被仰出被成御沙汰可被下候、以上

十一月六日

庄屋小都合

刀祢重吉(印)

小都合

内田仁介(印)

大庄屋

宇山義八殿

右前書之通申出候間、被成御沙汰可被遣候、已上

同日

大庄屋

宇山義八(印)

(美祢宰判算用方)
松原善兵衛殿

[解説]

史料②・③は一連のもの。史料③は小都合庄屋か
らの注進。史料③を受け、大庄屋宇山義八が美祢
宰判算用方(勘場における役職の一つ)の松原善
兵衛に対し史料③とともに提出したものが史料②。
なお、美祢宰判勘場は大田村に置かれていた。
・大田(大田村、現美祢市美東町大田)、長田(長田
村、現美祢市美東町長田)では被害なし。
・嘉万村堅田弁財天社清水池(別府弁天池。史料③
では「御池」とされている。国の名勝)において
濁水が湧出し、水勢も衰えている。なお、別府弁
天池においては、平成二十三年三月十一日に発生
した東日本大震災、平成二十八年四月十四日・十
六日に発生した熊本地震の際にも濁水が湧出した
ことが知られる(朝日新聞・平成二十八年四月二
十一日朝刊)。

④

覚

宰判所手子之者一昨六日朝立として昨夕罷帰り候処、当度地震之儀過ル五日夕之分余程手強く候得共、船木市之者共不残外出致し候程ニも無之、諸村之様子も未不相分候得共、六日朝迄ハ格別届出も不仕候、其外船木市ハ当町え地震後ハ罷出居候者有之相尋候処、五日夕方之分と昨七日朝四ツ時比之分と都合同様ニハ候得共、少しハ穩之様相考候由申事御座候、倒家損所等之儀ハ未地下向方不申出候得共、爰元よりハ先ハ穩成之由相聞候、此段御聞届可被下候、以上

十一月八日

佐々木八郎兵衛

〔解説〕

- ・ 船木代官であつた佐々木八郎兵衛からの十一月八日付報告。
- ・ 五日夕の地震は強く揺れたものの、船木市（現宇部市船木）の人々は全ての者が屋外へ出るわけではなく、諸村の様子は不明ではあるが、六日朝までに特段の届け出はないと記す。但し船木宰判の情報は史料⑤（十一月七日付大庄屋三戸晋九郎の

報告）の方が詳しく、そこには中野開作における液状化現象なども記される。
・ 五日夕の地震と七日朝四ツ時頃（一〇時半頃）の地震は同程度だったが、後者の方が若干穏やかだったという。なお七日の余震については史料⑩解説参照。